

一般社団法人日本色彩学会 研究奨励賞規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本色彩学会（以下、本学会という.）の定款第4条（3）に基づく表彰のうち、一般社団法人日本色彩学会研究奨励賞(以下、研究奨励賞という.)について規定する.

(賞の性格)

第2条 研究奨励賞は、色彩学における将来性を示す独創的な研究を奨励するための賞であり、以下の各号の条件を満たす本学会の正会員または学生会員個人に贈るものとする.

(1) 当該年度の12月までの過去1年間に日本色彩学会誌, Color Research and Application 誌, 又は, Journal of the International Colour Association 誌に掲載された優れた原著論文の著者であること. ただし, 著者が複数の場合は原則として第1著者であること.

(2) 当該論文の投稿受付日における年齢が40歳以下であること.

2 研究奨励賞の受賞者は、原則として1年に1名以内とする. ただし、過去に研究奨励賞を受賞していない者とする.

(審査委員会)

第3条 研究奨励賞の受賞候補論文の審査および選定は、一般社団法人日本色彩学会研究奨励賞審査委員会（以下、審査委員会という.）が行う.

2 審査委員会は、委員長1名、幹事1名を含む委員10名以内をもって構成する. ただし、一般社団法人日本色彩学会誌編集委員会およびCRA編集委員会より推薦された者各1名、および理事1名を含むものとする. また、幹事は理事が当たる.

3 委員は、受賞候補論文の著者でない者とする. また、委員名は非公開とする.

4 委員は、理事会が選定し、会長が委嘱する.

5 委員長は、委員の互選による.

6 委員の任期は、委嘱の日から通常総会の日までとする. ただし、再任を妨げない.

(審査の手順)

第4条 委員長は、毎年1月から4月までに審査委員会を開催し、受賞候補論文の審査および選定を行う. 審査委員会は、委員総数の半数以上の出席をもって成立とする.

2 審査委員会は、研究奨励賞にふさわしい受賞候補者を選定する. なお、該当する受賞候補者がいない場合には、表彰を行わない.

3 委員長は、選定の理由を付して、受賞候補者を理事会に推薦する.

4 理事会は、審査委員会の推薦に基づき、受賞者を決定する.

(表彰)

第 5 条 表彰は、一般社団法人日本色彩学会全国大会において、会長が行う。なお、研究奨励賞の表彰は、日本色彩学会誌に公示される。

2 賞として表彰状を、副賞として賞金 3 万円を贈呈する。

(規程の改廃)

第 6 条 本規程の改廃は、理事会が行う。

附則

本規程は、2015 年（平成 27 年）12 月 1 日から施行する。

一部改正 2017 年（平成 29 年）4 月 1 日